

令和 8 年度 島根県グローバル人材育成支援事業 留学奨学金 募集要項

1. はじめに

島根県、島根県内の経済団体、支援企業及び高等教育機関で構成する「島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会」（以下「本協議会」という。）では、令和 8 年度（第 12 期）島根県グローバル人材育成支援事業（以下「本事業」という。）の留学生を募集します。

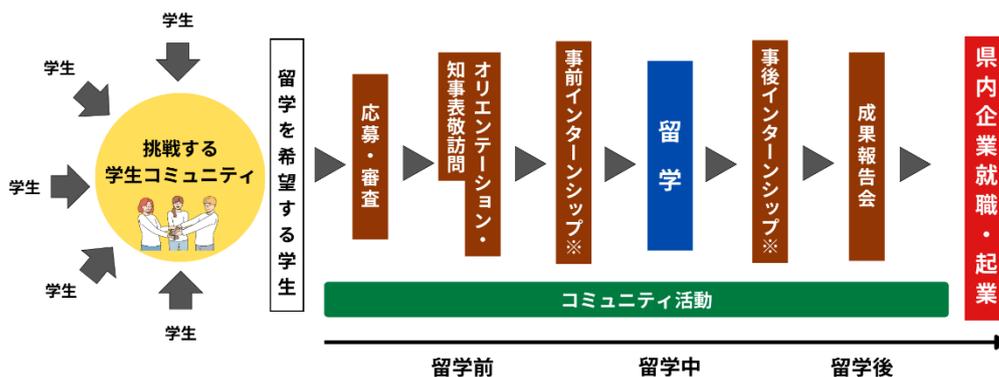
※本事業は、平成 28 年から令和 3 年度まで実施していた文部科学省の官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」を継承し、令和 4 年度から開始した島根県独自の事業です。

2. 趣旨

本事業は、参加学生が各高等教育機関で修得した高度な専門知識やスキルを海外留学で発展させ、産業界をリードできる「グローバル人材」として成長し、卒業・修了後、島根県内の企業等に就職もしくは島根県内で起業し、県全体の産業振興に貢献していくことを目的としています。この目的を実現するために、島根県、産業界、高等教育機関が連携し、学生コミュニティ活動、海外留学、県内企業でのインターンシップなどを組み合わせた島根県独自の事業を提供します。

3. 本事業の概要

本事業では、県内外の高等教育機関に在籍する学生（高等専門学校においては第 4 年次以上で専攻科を含む）による学生コミュニティを組織し、卒業・修了後、就職や起業により島根県に定着することを強く希望する学生に対し、海外留学に必要な経費の一部を奨学金として支給するとともに、留学の質を高めるための事前インターンシップ、留学成果を高める事後インターンシップ、島根県の諸課題の理解を深めるセミナーや学生同士、学生と支援企業が交流できる機会を提供します。



※インターンシップ実施回数：原則留学前と帰国後の 2 回実施

4. 本事業の留学コースと期待される人物像

本事業では以下の2つの海外留学コースを設け、島根県の産業振興に貢献できるグローバル人材の育成を目指します。

(1) ものづくり・先端テクノロジーコース

島根県の第1次から第3次産業までの幅広い分野におけるイノベーションや競争力強化に貢献できる人材を育成するコース。島根県産業の特徴と自身の専門性を関連付けて考え、海外留学を通じてものづくりや各分野の先端テクノロジーに関する知識を深め、世界的視野で島根県産業の技術力向上や製品・サービスの開発等に寄与できる資質を磨く。

(2) 観光・ビジネス国際展開コース

島根県産品の海外展開や世界的な観光ビジネス戦略の構築に貢献できる人材を育成するコース。海外留学を通じて国際ビジネスや観光戦略に関する知識、語学力、異文化理解を深め、島根県産品の海外展開や海外進出、観光誘致などに貢献できる資質を磨く。

本事業で育成するグローバル人材に共通して期待される主な資質・能力は、以下の通りです。

- (1) 多様な価値観や異文化理解を踏まえた上で、地域課題を考察できる。
- (2) 新しい物事に積極的に取り組むチャレンジ精神にあふれている。
- (3) 国内外の様々な状況変化に対応できる柔軟性や適応力を備えている。
- (4) 国内外の関係者と連携できる十分なコミュニケーション能力や実践的な外国語能力を備えている。

5. 事業の具体的内容

本事業は、大きく学生コミュニティ活動、海外留学、県内企業等でのインターンシップから構成され、海外留学生は、学生コミュニティ参加者の中から選考します（学生コミュニティへの加入と同時に海外留学奨学金を申請することも可）。

(1) 学生コミュニティ活動

支援を受ける留学生は本協議会の学生コミュニティに入ることが義務付けられており、定期的に行われる学生コミュニティ活動に参加します。

- ① 学生企画セミナー：支援を受ける留学生等が主体的にセミナーを企画し、海外留学の意義や島根県の諸課題を学び、地域の活性化を考える。
- ② 企業交流会：支援企業の見学を実施し、今どきの職場環境や県内企業の事業内容、取組等をよく知り、企業関係者や学生コミュニティメンバーの相互理解を深める。

上記①と②に関する活動を年度内に複数回開催し、学生コミュニティ活動を通じて、県内産業・企業を理解し、島根県の課題を解決できる、グローバルな視点とローカルな視点を兼ね備えた意欲的な人材育成を目指します。

(2) 海外留学支援

- ① 募集留学コース：以下の 2 つのコースを設けています。希望するコースを一つ選択して応募してください。
 - 1) ものづくり・先端テクノロジーコース
 - 2) 観光・ビジネス国際展開コース
- ② 留学期間：60 日以上 1 年以内
- ③ 支援予定人数：合計 6 名程度。ただし、支援する学生の留学計画（渡航先及び期間）により変動することがあります。

(3) 県内インターンシップ

① 目的と回数

島根県の産業や企業の状況を理解し就業体験を積むことで、地域定着の意欲向上、留学の活動に必要な知識を習得し、海外留学で得られた成果の実践、定着を図ることを目的として、原則留学前と帰国後の 2 回県内企業等でのインターンシップを行います。

② インターンシップ先企業

インターンシップ先は、原則として支援企業とし、留学計画内容（分野・課題等）に応じ、希望する企業を選び、採択された後、各高等教育機関の担当部署や協議会事務局の協力のもと調整し決定します。

③ 期間

インターンシップに従事する期間は特に制限を設けません。インターンシップ先の担当者と相談し決定してください。

支援企業名は以下の通り。(18社 50音順)

※新規支援企業においては、本協議会 HP「支援企業」を順次更新しますのでご確認ください。

(株)出雲村田製作所(製造業)、(株)オネスト(ソフトウェア開発業)、
(株)キグチテクニクス(製造業)、山陰クボタ水道用材(株)(建設業、製造業)、
(株)山陰合同銀行(金融業)、山陰中央テレビジョン放送(株)(情報通信業)、
(株)さんびる(サービス業)、島根島津(株)(製造業)、
(株)島根富士通(製造業)、(株)田部(建設業、飲食店業)、
(株)テクノプロジェクト(情報通信業)、中浦食品(株)(製造業)、
パナソニック ソーラーシステム製造(株)(製造業)、
ホシザキ(株)島根工場(製造業)、松江土建(株)(建設業)、
(株)松永牧場(畜産農業)、(株)ミック(情報通信業、小売業)、
若女食品(株)(製造業)

6. 支援の内容

(1) 奨学金の額

留学生には、渡航地域により次の奨学金が支給されます。

渡航地域	留学一時金	奨学金
アジア地域	150,000円	100,000円/月
上記以外の国・地域	200,000円	

※支給額は、応募時の留学計画における留学先に基づいて決定されます。

※奨学金はひと月に15日以上活動した場合に支給します(移動日は含まれません)。

※留学一時金は、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学にかかる費用に使用可能であり、初回奨学金と一緒に支給します。

※アジア地域とは、以下の国・地域を指します。

アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス

(2) 奨学金の支給方法

留学生への奨学金支給は、在籍する高等教育機関を通じて各人の口座に振り込まれます。(原則、当該月に支給)。留学期間中は、奨学金受給のために、

毎月留学先機関での在籍状況を確認しますので、在籍する高等教育機関との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は、合格後に別途案内します。

7. 留学生の要件

本事業で支援する留学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時までに日本の永住が許可されている学生で、次の(1)～(9)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 島根県内の高等教育機関(島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校)に在籍する学生もしくは島根県出身者で島根県内の高等学校を卒業し(島根県外出身者で「しまね留学」や「地域みらい留学」の留学制度を経験した者を含む)、島根県外の高等教育機関に在籍する学生

※「しまね留学」について詳しくは以下の URL を参照：

<https://shimane-ryugaku.jp/>

- (2) 本協議会が運営する学生コミュニティに加入し、本事業で実施する諸活動に積極的に参加する意思を有する学生
- (3) 卒業後、島根県内の企業等に就職する、もしくは島根県内で起業する強い意思を有し、島根県の産業振興への貢献を志す学生
- (4) 各高等教育機関において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生で、留学終了後、在籍する高等教育機関で学業を継続又は学位を取得する学生
- (5) 留学計画書に記載された各受入機関(以下「留学先機関」という。)が受入れを許可する学生(受入れ見込みを含む)
- (6) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (7) 本事業において、過去に留学生として採択されていない学生
※過去に留学生として採択された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は、支援の対象となります。
- (8) 留学開始年度の4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (9) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受けるときには、その平均月額が、本事業による奨学金の支給月額を超えない学生
※他団体等から奨学金を受けるとき、当該奨学金支給団体側においては、本事業の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

8. 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は次の(1)～(7)に掲げる要件を全て満たすものとします

- (1) 令和8年(2026年)8月1日(土)から令和9年(2027年)3月16日(火)までに海外留学が開始される計画
※留学先機関での活動開始日であり、渡航日は含まれません。
- (2) 海外留学期間が60日以上1年以内の計画
※留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国に係る移動期間は含まれません。
※留学期間終了後、1ヶ月以内に帰国する必要があります。
- (3) 各留学先機関がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画
※留学先機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは不可です。
※留学先機関がなく、留学中の在籍確認を行えない計画は支援対象となりません。
- (4) 在籍する高等教育機関が、教育上有益な学修活動と認める計画
- (5) 留学の目的に沿った**実践活動**が含まれている計画
※実践活動とは、インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、PBLなど「実社会と接点」を持つ活動を指します。
※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。
- (6) アンバサダー活動が含まれている計画
※アンバサダー活動とは、留学先において日本や島根県の良さを発信する活動を指します。
例) 島根の企業や産業の紹介、日本文化紹介、島根の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう
- (7) 留学先機関の所在地が、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等における「海外安全ホームページ(危険情報)」において「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上、「海外安全ホームページ(感染症危険情報)」において「レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」に該当する地域ではない計画
※応募時点で留学先機関の所在地が上記のレベル以下であっても、留学開始時点又は留学中に上記レベル以上となった場合は、原則、奨学金の支給を中止します。
※国際情勢の変化、感染症の拡大状況などによっては、本事業の募集中止、留学の延期や中止など支援ができなくなる可能性があります。

9. 高等教育機関の要件

応募する高等教育機関は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 留学中の学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

※高等教育機関は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙1「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

- (3) 留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

10. 応募書類の作成及び提出方法

応募者は、次の(1)で示した本協議会、高等教育機関、島根県のウェブサイトから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍する高等教育機関に提出してください。なお、応募される留学計画は、在籍する高等教育機関により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、**担当部署に相談の上、作成を進めてください。**

また、応募後に転学が決定している場合であっても、応募書類は応募時に在籍している高等教育機関に提出してください。

- (1) 各 URL 一覧（県外学生の場合については、18. の連絡先まで問い合わせてください。）

URL：島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会

<https://www.tobitate-shimane.jp/>

島根大学 <https://kokusai.shimane-u.ac.jp/>

島根県立大学 <https://www.u-shimane.ac.jp/international/>

松江工業高等専門学校 <https://www.matsue-ct.ac.jp/>

島根県 <https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>

- (2) 申請書類

- ① 留学計画書（様式1）

- ② 留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

(3) 高等教育機関への提出期限

応募書類の提出期限は各高等教育機関にて設定されます。

島根大学・・・2026年5月25日（月）17：00

島根県立大学・・・2026年5月22日（金）17：00

松江工業高等専門学校・・・2026年5月25日（月）17：00

※応募内容は日本語で作成してください。

※応募に当たっては、手引等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

※その他県外の大学に在籍する場合は、各大学の担当部署にご確認ください。

11. 留学生の選考、審査

選考は書類審査と面接審査により行います。

書類審査は、提出された留学計画に基づき、本事業の趣旨に沿った目的、達成目標が明確に設定され実現可能かどうか、十分な実践活動が含まれているか、学生コミュニティ活動への参加状況等の観点から評価します。

面接審査は、卒業後、島根県の企業等に就職もしくは起業する等、島根県の産業振興に貢献する強い意思があるかどうか、留学への意欲や目的達成に必要な資質・能力を備えているかどうか等、人物面を重視した評価を行います。

12. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に高等教育機関を通じて、本協議会に相談してください。

13. 本事業の主なスケジュール

学生コミュニティへの参加：留学生は、留学前に本協議会が実施する学生コミュニティに登録し、留学後も継続的かつ積極的に学生コミュニティ活動に参加する必要があります。

高等教育機関で設定された期限	応募書類提出（学生→高等教育機関） ※10.(3)参照
2026年6月5日(金)	応募書類提出締切（高等教育機関→協議会）
2026年6月下旬～7月初旬	審査（面接）※原則対面で実施 会場・・・島根大学（予定）
2026年7月上旬	採否結果の通知
2026年7月下旬	事前オリエンテーション
2026年8月上旬	知事表敬訪問
留学前	島根県内インターンシップ
海外留学の開始 2026年8月1日(土)から2027年3月16日(火)までに留学開始	
2026年9月～ 2027年2月（1回）	学生企画セミナー ※5.(1)参照
留学中	留学先機関の在籍証明書提出（毎月初）、 月次レポートの提出（毎月末）
留学後	「留学状況報告書」の提出、 島根県内インターンシップ ※原則留学前と帰国後の2回、島根県内の支援企業等でのインターンシップを義務付けています。
卒業時	進路調査 ※進路状況は本事業の評価の指標となりますので、調査へご協力ください。

14. 留学計画等の変更

採択後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の大幅な内容変更や支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、留学生は在籍する高等教育機関を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きを行う必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されない場合もありますので、応募の段階から周到な留学計画を作成し、申請してください。

15. 採択の取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に採択を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「7. 留学生の要件」「8. 留学計画の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 学業不振や素行不良等が極めて顕著である場合、又は留学先機関若しくは在籍する高等教育機関で懲戒処分を受け、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 本事業にかかる各種申請書類の内容に重大な虚偽があると認められた場合
- (5) その他、留学生としての責務を怠り、支援する留学生として適当でないと認められた場合

16. 安全管理について

留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍する高等教育機関や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3ヶ月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています。）。在留期間が3ヶ月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。

たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311

ウェブサイト：http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

17. 個人情報の取り扱いについて

本事業への応募に関して提出された個人情報は、本事業の運営のみに利用します。この利用目的のため適正な範囲において、高等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先等に対し、必要に応じて共有することがありますが、その他の目的には利用しません。

18. 問い合わせ先 （高等教育機関専用）

島根県グローバル人材育成支援事業実施協議会事務局

【住所】〒690-8504 島根県松江市西川津町1060

国立大学法人島根大学 グローバル化推進本部国際センター

【メール】tobitate_shimane@office.shimane-u.ac.jp

【電話】 0852-32-9772

【問合せ対応時間】月曜から金曜（祝日を除く）9：00～16：00

※応募者は、高等教育機関を通じて各手続及び質問等を行ってください。